

平成 28 年
第 2 回

定例会会議録

平成 28 年 10 月 26 日 開会
平成 28 年 10 月 26 日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成 28 年第 2 回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第 7 号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例	11
議案第 8 号 平成 27 年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について	13
議案第 9 号 平成 28 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第 1 号）	34
閉会	46

平成 28 年第 2 回東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

平成 28 年 10 月 26 日 (水)

午後 1 時 30 分

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 管理者報告

日程第 5 議案第 7 号

東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例

日程第 6 議案第 8 号

平成 27 年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 9 号

平成 28 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第 1 号）

出席議員

第1番	鈴木 玲央君	第2番	福島 正美君
第3番	山本 ひとみ君	第4番	土屋 健一君
第5番	久保 富弘君	第6番	臼井 克寿君
第7番	稻垣 米子君	第8番	小林 市之君
第9番	川畑 一隆君	第10番	露口 哲治君
第12番	清水 登志子君	第13番	蜂屋 健次君
第14番	木島 たかし君	第15番	関口 博君
第16番	大野 聰君	第17番	鈴木 えつお君
第18番	佐竹 康彦君	第19番	ふせ 由女君
第20番	梶井 琢太君	第21番	木村 祐子君
第22番	いいじま 文彦君	第23番	岩佐 ゆきひろ君
第24番	濱中 俊男君	第25番	藤田 美智子君
第26番	原 成兆君		

欠席議員

第11番 吉瀬 恵美子君

説明のため出席した者

管理 者	長友 貴樹君	副管理者	清水 庄平君
副管理者	石阪 丈一君	副管理者	加藤 育男君
事務局長	志村 公久君	総務課長	渡辺 直樹君
適正化・広報担当参事	平野 拓哉君	参事兼環境課長	大平 裕己君
参事兼事業調整課長	福谷 寛二君	業務課長	山下 幸司君
エコセメント担当参事	高橋 一広君	会計管理者	塩足 真君

職務のため出席した者

書記 中村 幸雄君	書記 高野 淳君
書記 福井 大枝君	書記 松原 幸毅君

平成28年第2回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成28年10月26日（水）

午後1時30分

場 所 東京自治会館第4・第5会議室

午後1時30分開会

○議長（濱中俊男君） 皆様、こんにちは。定刻となりました。

ただいまの出席議員は25名、欠席議員は1名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、4名の議員が今回の定例会より交代いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

まず2番、立川市、福島正美議員、お願いいたします。

○2番（福島正美君） 立川市の福島正美であります。皆様、よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） ありがとうございます。

続きまして、6番、府中市、臼井克寿議員、お願いいたします。

○6番（臼井克寿君） 6番、府中市の臼井克寿でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（濱中俊男君） よろしくお願いいたします。

続きまして、9番、町田市、川畑一隆議員。

○9番（川畑一隆君） 9番、町田市の川畑一隆でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） よろしくお願いいたします。

そして最後に12番、日野市、清水登志子議員、お願いいたします。

○12番（清水登志子君） 12番、日野市の清水登志子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（濱中俊男君） どうぞよろしくお願いいたします。

[日程第1]諸般の報告

○議長（濱中 俊男君） それでは、日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は指定の記者席から行うものといたします。

[日程第2]会議録署名議員の指名

○議長（濱中 俊男君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第8番、小林市之副議長、第25番、藤田美智子議員を指名いたします。

[日程第3]会期の決定

○議長（濱中 俊男君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[日程第4]管理者報告

○議長（濱中 俊男君） 日程第4、管理者報告を行います。

管理者より説明を求めます。長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 皆様、こんにちは。組合管理者、調布市長の長友でございます。

議員の皆様方には、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会でございますが、2月の組合議会以降の組合事業の経過報告をさせていただくとともに、3件の議案について審議をお願いするものでございます。

議案の主な内容といたしましては、27年度決算の認定及び28年度の補正予算でございますが、その詳細については後ほどご説明をさせていただきますので、私のほうからはこのところの組合をめぐる状況について、多少、ご報告させていただければと思っております。

まず一番肝心なことでございますけれども、処分場の管理状況でございますけれども、組織団体の全面的なご協力のもとに、焼却灰及び不燃物の受入れ、極めて円滑に順調に進行しております。

さはさりながらというところでございますけれども、谷戸沢、二ツ塚とも供用開始から既に相当の年月が経過していることはご存じのとおりでございまして、施設の老朽化に伴いまして、更新又は修繕を必要とする設備等が非常に多くなってきているというのが現今の状況でございます。それで、今後、安定的に運営をしていくためには、維持管理経費の増大が避けられない。これは不可避となっているわけでございまして、内部努力を継続するとともに、廃棄物の減容量化、それからこれに併せて歳出の削減を図っていく。このようなことを組み合わせていこうと思っておりますが、なかなか難題である、そのように認識をいたしております。

そのほかの問題といたしましては訴訟でございますけれども、平成27年4月6日付で最高裁に上告されましたエコセメント化施設操業差止請求訴訟につきましては、2月24日に最高裁で上告が棄却され、組合の全面的な勝訴が決定をいたしました。これは喜ばしいことでございます。

そして現状、処分場の付近に関しましては、この間の組合議会でもフクロウのこととオオムラサキのことはお話ししたように記憶をしておりますが、そのときの営巣していたフクロウが見事にふ化をして、4月に飛び立っていったという後日談を披露させていただきたいと思っております。誠に喜ばしいことです。

オオムラサキも近隣の小学生とともに、放蝶会なども楽しみにしていただければと思っておりますが、そのような内容が複数の映像、テレビにおいて、番組として組み立てていただきまして、ニュース等で取り上げられております。隔世の感があるなと思う方もおられると思いますけれども、時としてマイナスイメージを持って処分場の内容が報じられたことも過去にはあったものでございますが、環境に十分な配慮をしつつ、特に谷戸沢処分場が非常に自然が復活している。このような状況については、報道の内容が好ましいものと私どもは全

面的に歓迎をしているところでございます。

そのほかのことといたしましては、処分場の有効利用、また財政の健全化、そして再生可能エネルギーの活用による環境保全などを目的として、太陽光発電事業を開始しようと、今その準備を進めております。自然の復活とともに、このようなことに関しては私どもも良好な内容のニュースとしてPRに、これ努めてまいりたいと存じておりますので、またご協力をいただければと存じます。

いずれにいたしましても、400万人のごみの最終処分という大きな命題を担って、日の出町の皆様方のご理解のもとにということをございます。町及び町民全体の方とこれまでどおり円滑な関係を結びながら、この大きな使命を果たしていくということ。決して容易ではございませんが、その任に組合全体でしっかりと気を引き締めて当たっていきたいと存じておりますので、議会の皆様方におかれましても、その内容をよくご理解の上、ご協力賜りますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（濱中 俊男君） ありがとうございました。

引き続き、事務局長より説明を願います。

志村事務局長。

○事務局長（志村 公久君） それでは、本年2月に開催されました平成28年第1回定例会以降の組合事業の経過についてご報告申し上げます。

恐縮ですが、少々お時間をいただきますので、着席してご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

まず、各委員会関係でございます。

谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、共通の委員会といたしまして、本年6月7日に第35回技術委員会を開催いたしまして、廃棄物等の専門家であります大学教授5名の委員の方に、平成27年度の各種環境調査等につきまして報告を行い、両処分場とも周辺環境には公害等の影響を与えておらず、特段の問題がないということをご確認いただいております。

また、谷戸沢処分場関係では記載のとおり、3月17日、6月21日、9月29日と、3ヵ月ごとに第3自治会監視委員会を開催いたしました。それから、6月20日に第39回目となります環境保全調査委員会を、8月18日には40回目となります環境影響評価委員会を開催いたしまして、環境調査の結果や施設の稼働状況等について報告を行っております。

二ツ塚処分場関係では記載のとおり、3月23日、6月23日、9月27日と、こちらも3ヵ月

ごとに第22自治会対策委員会を開催いたしまして、二ツ塚処分場の埋立ての進捗状況や環境調査報告のほか、焼却灰に係る放射性物質濃度等の調査結果やエコセメント化施設の稼働状況等について報告を行っております。

続きまして、処分場埋立及びエコセメント関係でございます。先ほど差替えの資料をお配りさせていただきましたが、3ページから4ページにかけまして、本年2月から9月までの各月の二ツ塚処分場の埋立状況及びエコセメント化施設の稼働状況について記載してございます。焼却残さについては全量をエコセメントの原料としてリサイクルしておりますので、埋立容量は不燃ごみのみの数字となっております。

埋立ての進捗状況については、平成28年9月末現在で44.7%ということでございまして、前回のご報告から変動はございません。

また、エコセメント化施設につきましては順調に稼働しております、焼却残さの受入量、それからエコセメントの出荷量については資料に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。環境関係でございます。

まず、処分場敷地内の大気中のダイオキシン類調査でございますが、今年度、第1回目の調査を本年5月19日から26日にかけて、第2回目の調査を8月18日から25日にかけて実施いたしました。また、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場、エコセメント化施設における水質等の調査についてでございますが、記載のとおり、四半期ごとにホームページ等で公表をしております。いずれの調査結果についても、従来の調査結果と比較して大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼすものではないということが確認できるものでございます。

それから、谷戸沢処分場の自然回復事業の一環として保護を行っているオオムラサキについてですが、6月21日に一般の方を対象とした見学会、6月23日には地元日の出町の平井小学校の児童を対象とした放蝶会を実施いたしております。

次に1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。

まず、搬入廃棄物の適正化関係でございます。円滑な最終処分を継続するためには、搬入される廃棄物が適正に処理されたものであることが不可欠であるということを改めてご認識していただくために、本年5月25日から27日にかけて組織団体及び搬入団体の職員などを対象に、処分場視察研修会を実施いたしまして、138名の参加がございました。また、6月1日には日の出町議会全員協議会におきまして、搬入廃棄物の適正化に関する取組等について状況の報告を行ってございます。

続きまして、裁判関係でございます。こちらにつきましては、本年2月24日に上告棄却決

定がなされまして、組合の全面勝訴が確定したということで、現在、係争中の裁判はなくなりっております。

次に、広報関係その他についてでございます。

まず広報事業でございますが、本年6月に当組合の広報誌である「たまエコニュース67号」を発行いたしました。

次に、当組合主催の見学事業でございますが、8月5日と19日に親子連れを主な対象としたしました夏休み処分場見学会を開催いたしました。

それから、三多摩は一つなり交流事業でございます。この事業は、日の出町と組織団体の住民の皆様が文化やスポーツなどを通じて交流を深めるということを目的に実施しております、2月から現在までの間に記載のとおり、各組織団体には夏休み期間中を中心に22件の事業を実施していただいたところでございます。

報告は以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上をもちまして報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第45条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの報告について、質疑はございませんか。

3番、山本議員、どうぞ。

○3番（山本ひとみ君） ただいまの報告に関して質問をさせていただきます。

裁判関係なんですけれども、この度、本年2月24日にエコセメント化施設操業差止請求訴訟に関して上告棄却が決定して、係争中の裁判がなくなったというご報告がありました。また、これに関連して、この主要事務事業報告書の冒頭に高裁判決を支持した今回の決定により、エコセメント化施設が周辺環境に影響を及ぼしていないことが認められたものであるとの記載がございます。これに関して質問をいたします。

前の議会でも私、質問したんですけども、この施設が周辺環境に影響を及ぼしていないことが認められたという表記なんですね。これが私は少し変えていただきたいということを前も申し上げました。

質問といったしましては、長期に渡って裁判があったわけですけれども、この裁判で環境への影響があるのではないかということで問題点を市民の方が指摘されていたわけですけれども、こうした市民の行動をどのように評価をしておられるのか。また、裁判の中で実際にこの組合の事業執行については改善をした点があったのかどうか。

3番目といたしましては、環境に影響を及ぼしていないという表記は、やはり事実とはそぐわないのではないかと私は考えております。こうした施設ができたことによって、環境への負荷は、もちろん現時点において様々な法的な数値をクリアしていることは私も了解しておりますが、負荷が施設建設前に比べてはやはりあるのではないかというふうに私としてはずっと思っております。それをいかに軽減していくのか。周辺住民の方の健康被害等が起きてないように万全の注意を払っていただいているとは思いますけれども、表記の仕方としては変えていただきたいと、かねてから訴えているところです。

以上、報告に関して、エコセメント化施設に関する裁判にかかる質問をいたしましたので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（濱中 俊男君） 適正化・広報担当参事。

○適正化・広報担当参事（平野 拓哉君） 裁判に訴えられて問題点を指摘いただいた市民の行動について、どう評価するかということについてお答えいたします。

エコセメント化施設の建設に当たっては、十分な能力を有する排ガス設備を設置するなど、周辺環境に影響を及ぼさぬよう配慮し、また、操業に当たりましては、地元自治体と法令の基準よりさらに厳しい自己規制値を定めた公害防止協定を締結し、その測定結果を定期的に公表しているにもかかわらず、建設や操業の差止めを求める裁判を提起されたことについては誠に残念であると考えております。

当組合では、日の出町や地元自治体等の理解と協力を得まして、安定的な運転を行っております。今後とも安全で適正な処理に万全を期して、管理運営に当たってまいりたいと存じております。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私のほうからは、裁判の経過の中で実際の事業執行の改善について、どう改善したのかというご質問にお答えいたします。

エコセメント化施設について見ますと、裁判の経過の中でも明らかになったように、周辺環境を汚染するものではないことから、設備の改善とか施設の運転方法の見直しということは行っておりません。

○議長（濱中 俊男君） 環境課長。

○参事兼環境課長（大平 裕己君） 私のほうからは、環境に影響を及ぼしていないとする表記がそぐわないのではないかということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

当組合におきましては、地域の住民の生活に影響を及ぼすことがないよう、公害防止協定に基づきまして、定期的に水質及び放射能の調査を行っているところでございます。この環境調査につきましては、国の基準を上回る調査項目、調査頻度、厳しい自己規制値の設定など、十分な、充実した内容となってございます。調査に当たりましては、日の出町、また地元の皆様の立会いのもと、客観的で透明性の高い調査を行ってございまして、調査結果は一貫して協定の基準を満たしているところでございます。

この調査結果につきましては、廃棄物の専門家で構成されます技術委員会の評価をいただいたものでございまして、このような第三者の評価を受け、問題がないというような結果が出ている以上、処分場は周辺環境に影響がないという表現を使うことは適切であるというふうに考えてございます。

○議長（濱中 俊男君） 3番、山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） 再質問をさせていただきます。

ご答弁を伺いまして、やはり残念な気持ちは、私としては否定できません。こうした、ある意味、公害とも言える問題について、住民が行動を起こすことによって、日本の様々な社会的な問題、あるいは国の規制の基準などが変わってきたという歴史があると思います。周辺住民の皆さんには健康被害があるということを申し立てておられましたし、また実際、私は谷戸沢処分場やニツ塚処分場ができる前、そのご近所で暮らしていた方が緑の谷間、森林が削られて処分場ができた。これはごみ処分ということについては三多摩の市民にとって必要不可欠な事業ではございますが、それによって貴重な自然が失われて、これまでと同じ環境ではなくなつたということに対する謙虚な気持ちといいますか、と訴えた方たちに対して一つ一つを真剣に検討して対応していく、そういう姿勢が必要だというふうに考えておりました。

ですので、裁判に訴えた方に関して誠に残念であると言われますと、私としてはそうした方たちの思いとか、そのような行動によって社会的に、やはり処分場の問題が広く全国にも伝わったというような大きな意義があったと考えておりますので、ぜひこうした市民の方たちの異議申立てや、地道な調査に基づく訴えということに対して、謙虚にそれを受けとめて、今後の事業執行に生かしていただきたいということを要望したいと思います。これに関してご答弁があればお願ひいたします。

○議長（濱中 俊男君） 事務局長。

○事務局長（志村 公久君） 先ほどもご答弁いたしましたように、市民の方が自分で調べて、

その結果をもって私どものところにこういう問題があるんじゃないかということをおっしゃられたことについて、私どもいたしましてはそういう影響がないということを科学的根拠をもとにきちんとご説明をいたしまして、それについては裁判所でも健康被害の蓋然性はないんだということで評価をいただいて、裁判の結果となっているわけでございます。

ですから、処分場が周辺の住民の皆様に健康被害等の影響を与えるという状況にはないということでございますので、その努力、健康被害、これからも被害等のないように、引き続き私どもとしてはしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（濱中 俊男君） ほかに、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑がないようですので、これにて終了いたします。

以上をもって管理者報告を終わります。

[日程第5]議案第7号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、日程第5、議案第7号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 議案書8ページをお開き願います。

議案第7号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例についてご説明申し上げます。

本案の提案理由でありますが、行政不服審査法の改正に伴い、当組合において行政不服審査会条例を定める必要が生じたものであります。

内容につきましては、事務局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱中 俊男君） 事務局長。

○事務局長（志村 公久君） それでは、議案第7号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例についてご説明をいたします。

議案書の9ページをご覧願います。

本条例につきましては、第1条にありますとおり、行政不服審査法に基づき、当組合の行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるものでございます。

当初、当組合では行政処分を行っていないため、行政不服審査会に関する条例は制定の必要がないという認識でございましたが、毎年度、定例的に行っております日の出町等への行政財産使用許可、これが行政処分に該当するということが確認されましたことから、本定例会に議案を提出したものでございます。

第2条をご覧ください。当組合における行政処分については件数が少なく、また、その処分に関する不服が出ることが想定しにくいくことから、審査会の設置につきましては、常設ではなく、審査請求に係る事件ごとに設置する方法を探りたいと考えております。

審査会の委員につきましては、第3条のとおり、3名以内といたします。

1枚おめくりいただきまして、10ページをご覧ください。施行期日につきましては附則の1にありますとおり、公布の日からといたしまして、審査会の委員報酬の額につきましては附則の2にありますとおり、報酬及び費用弁償に関する条例を改正いたしまして、日額1万円とするものでございます。

議案第7号の説明につきましては以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。なお、質疑の節は挙手の上、議長、誰々とおっしゃっていただきたいと思います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第7号 東京たま広域資源循環組合行政不服審査会条例について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第6]議案第8号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、日程第6、議案第8号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 議案書12ページをお開き願います。

議案第8号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

まず決算収支でございますが、13ページをご覧願います。

歳入歳出予算現額107億3,609万6,000円に対しまして、歳入決算額は104億2,183万3,309円、歳出決算額は100億6,666万1,500円でございます。歳入歳出差引残額は3億5,517万1,809円で、この額が28年度へ繰り越す額となります。

続きまして、決算の概要についてご説明申し上げます。14ページ、15ページをお開き願います。

歳入の主な項目についてご説明いたします。

右側のページ、収入済額の欄をご覧ください。

第1款分担金及び負担金は各組織団体からの負担金で、93億3,000万円であります。

第6款繰越金は、前年度からの繰越金で3億2,000万円余りであります。

第7款諸収入は、エコセメント化施設の運営業務受託者から支払われる公共料金負担金などで、7億6,800万円余りでございます。

続いて、議案書16ページ、17ページをお開き願います。歳出の主な項目についてご説明いたします。

右側のページ、支出済額の欄をご覧ください。

第3款衛生費は、二ツ塚、谷戸沢、両処分場及びエコセメント化施設運営費であり、69億2,200万円余りとなっております。

第4款公債費は18億5,700万円余りでございます。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては事務局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（濱中 俊男君）　志村事務局長。

○事務局長（志村 公久君）　それでは、別冊でお配りいたしております平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算書及び決算関係調書によりご説明させていただきたいと思います。恐縮ですが少々お時間をいただきますので、着席してご説明させていただきます。

こちらの冊子、お開きいただきまして9ページ以降が決算事項別明細書になっております。まず、10ページ、11ページをご覧いただきたいと存じます。

初めに、歳入でございます。10ページ左側、款、項、目の列と、11ページの左から2列目、収入済額の列によりまして、上からご説明をいたしたいと思います。

第1款分担金及び負担金は、各組織団体から拠出をいただく負担金でございまして、当初予算額どおり93億3,000万円を収入しております。

次に、第2款国庫支出金は、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設からの排出ガス中の放射性物質の測定に要する経費につきまして、国から補助金が交付されたものでございます。217万円余りを収入しております。

次に、第3款都支出金は、二ツ塚処分場の針葉樹を広葉樹へ林相転換する事業に対しまして交付されます東京都の補助金でございます。49万円余りを収入してございます。

次に、第4款財産収入は、土地等の貸付収入や各種基金の運用利息などで49万円余りでございますが、財産貸付収入は福祉施設、山の子会などへの土地の貸付収入、利子及び配当金は備考欄にございます4つの基金の運用利息となっております。

次に、第5款繰入金は、4つの基金からの繰入金でございまして、当初予算額では財政調整基金から7,366万円余りの繰入れが必要と見込んでおりましたが、収入済額はゼロということで、いわゆる、赤字補填を回避することができたものでございます。

次に、第6款繰越金は、平成26年度からの繰越金3億2,006万円余りでございます。

次に、第7款諸収入は、7億6,859万円余りでございます。内訳につきましては、12ページ、13ページをお開き願います。主なものは第2項の雑入でございまして、中でも備考欄に記載してございますとおり、目1、雑入のエコセメント化施設の運営業務受託者からの公共料金負担金というものが大部分を占めております。また、エコセメント売払収入が7,183万円余りございます。

それから、下から4つ目と3つ目の人工鉱石（金属澱物）評価試験清算金及び売却収入でございます。エコセメント化施設にはその原理上、貴金属等を分離・回収できる設備を備えておりません。しかしながら、銅、亜鉛、鉛を含む金属産物を回収するための重金属回収設備におきまして、金属産物を回収した後に発生して、エコセメントの原料として再使用しておりました澱物、これは搾った残りかすでございますけれども、その中に希金属等が含まれている可能性があるということで、平成25年度から27年度にかけまして、運営業務受託者などとともに有効利用できるかという調査試験を実施しております。その結果、この澱物中には微量ながら金銀が含まれておりますし、その有効利用が可能であるということがわかつたため、継続して売却することといたしまして、平成28年度からその売却益を予算計上いたしているところでございます。平成27年度につきましては、7月までが調査試験期間、8月からが本格実施ということで、2行に分かれておりますが、合計で2,533万円余りの収入がございました。

次に、目2の弁償金でございますが、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する費用のうち、国庫補助の対象となっておりますエコセメント化施設の排ガスに関するものを除いた測定に要した経費について、電力会社から原子力損害賠償金を収入しております。平成27年度につきましては445万円余りとなっております。

次に、第8款組合債でございます。当初は谷戸沢処分場浸出水処理移設の中央監視装置等の改修に伴う起債を予定しておりましたが、歳出が大幅に減となったことから、起債を取りやめ、9,900万円を減額する補正を行ったため、借入れを行わずに済んだものでございます。

以上が歳入でございまして、13ページの収入済額欄の一番下の歳入の合計につきましては104億2,183万3,309円となってございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございます。

右側のページにございます支出済額の欄に記載の決算額につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、第1款議会費は、議員報酬や議会開催に要した経費865万円余りでございます。

第2款総務費は、理事等の報酬、職員の人工費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費など2億7,377万円余りでございます。

主な事項についてご説明いたします。

第1項総務管理費、第1目一般管理費は、職員の人工費など組合の経常的運営経費でございます。

おめくりいただきまして、16ページ、17ページにまいりまして、第13節委託料の支出済額が1,014万円余りございますけれども、備考欄にありますとおり、裁判のための弁護士委託費用などでございます。

1枚おめくりいただきまして、18ページ、19ページをご覧ください。

第2項監査委員費は、監査委員報酬などで32万円余りでございます。

次に、第3款衛生費でございます。衛生費は廃棄物の最終処分の業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴う委託経費などでございまして、支出済額は69億2,264万円余りでございます。

主な事項でございますが、第1目清掃総務費は事務経費でございまして、5,201万円余りの支出済額となっております。

下段にございます13節委託料は、4,078万円余りの支出額でございます。主なものといたしましては、組合広報誌「たまエコニュース」の作成業務や、見学者用ビデオ作成に伴う業務の委託料でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。

19節負担金、補助及び交付金、支出済額は688万円余りでございます。これは三多摩は一つなり交流事業などの経費に対して支出を行ったものでございます。

第2目二ツ塚処分場の支出済額は15億9,143万円余りでございます。これは二ツ塚処分場の管理運営に係る経費及び処分場地元地域への負担金などでございます。内訳ですが、第11節需用費が1億3,191万円余りで、21ページの備考欄にございますとおり、電気料、上下水道料、修繕料などでございます。

続いて、第13節委託料は4億4,015万円余りで、備考欄のとおり、処分場の維持管理、埋立作業、浸出水処理、生活環境モニタリング等に係る委託経費でございます。内訳は備考欄のとおりでございますが、主なものといたしましては、1枚おめくりいただきまして、23ページの真ん中よりやや下に記載してあります廃棄物埋立作業業務委託、こちらが7,236万円、その3つ下になります浸出水処理施設運転管理業務委託が8,510万円、下から3つ目の生活環境モニタリング調査委託が7,093万円余りとなってございます。

24ページ、25ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金は10億1,450万円で、こちらは地元日の出町に対する地域振興事業負担金10億円、それと秋川流域への振興事業負担金として1,450万円を支出しております。

続きまして、第3目谷戸沢処分場費でございますが、埋立完了後の維持管理に係る経費な

どで4億8,485万円余りでございます。主なものについてでございますが、11節需用費の支出済額は1億438万円余り、浸出水処理施設の消耗品、上下水道料、修繕料などでございます。

13節委託料でございますが、3億3,641万円余りの支出済額でございます。内訳については次の27ページにかけて備考欄がございます。25ページの下から3つ目の処分場管理業務委託が3,455万円余り、それから1枚おめくりいただきまして、27ページの真ん中あたりにございます浸出水処理施設運転管理業務委託、こちらが5,067万円余り、その6つ下の生活環境モニタリング調査委託が4,659万円余りなどとなっております。

次に、第14節使用料及び賃借料の支出済額は3,282万円でございます。こちらは処分場内の町有地・国有地に関する土地借上料が主なものとなっております。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。

19節負担金、補助及び交付金については、日の出町が実施いたしました谷戸沢処分場下流の水質調査等に関する負担金といたしまして822万円余りの支出をしたものでございます。

続きまして、第4目エコセメント事業費でございます。支出済額は47億9,434万円余りでございまして、エコセメント化施設の運営に要する経費でございます。

支出済額の欄の2つ右に不用額欄がございますが、こちらに記載してありますとおり、4億9,273万円余りの不用額が出てございます。

主なものでございますが、第11節需用費の支出済額は6億5,894万円余り。こちらは備考欄にございますとおり、電気料が5億5,147万円余り、上下水道料が1億383万円余りなどとなっております。また、不用額が2億6,400万円余り出ておりますが、これは焼却残さの処理量が当初の想定よりも少なかったことなどによりまして、電気や上下水道などの公共料金の支払いが少なくなったことによるものでございます。

次に、13節委託料では、支出済額41億2,992万円余りのうち、備考欄にございますように、そのほとんどが施設運営業務委託の経費となっております。これについても焼却残さの処理料が当初の想定よりも少なかったことに加えまして、重油価格が当初の想定よりも安価であったことなどにより、施設運営業務の委託料が少なかったことによるものでございます。

次に、第19節負担金、補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、エコセメント化施設に隣接いたします青梅市との協定によりまして、青梅市内で行う環境調査に対する負担金28万円余りを支出したものでございます。

続きまして、第4款公債費でございます。こちらについては、谷戸沢処分場、二ツ塚処分

場及びエコセメント化施設の建設に係る政府債等の元金及び利子の償還金の合計でございまして、18億5,755万円余りとなっております。

1枚おめくりいただきまして、30ページ、31ページをご覧ください。

第5款諸支出金でございますが、前年度の決算繰越金を財政調整基金に、それから各基金の利子分はそれぞれの基金に積み立てたものでございまして、合わせて10億402万円余りとなっております。

次に、第6款予備費でございます。27年度中の充填はございませんでした。

以上が歳出でございまして、下段にございますとおり、歳出の支出済額の合計は100億6,666万円余りでございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして35ページをご覧願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は3億5,517万円余りで、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額はこれと同額となっております。

次に、おめくりいただきまして37ページ以降は財産に関する調書でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、38ページ、39ページ、こちらには土地、建物及び無体財産権の公有財産について記載してございます。このうち、土地、建物についての増減はございませんでしたが、右下の表、無体財産の特許権については出願日から20年間となっている権利について、存続期間が経過いたしまして、権利が消滅したことによる減がございました。

また、1枚おめくりいただきまして40ページ、この上段の表は30万円以上の物品でございます。記載のとおり、27年度中に超純水製造装置、水位計、実験台等を購入いたしまして、年度末残高は42点となっております。

その下の表は基金でございます。4つの基金の年度末残高は表の右下に記載のありますとおり、21億3,836万円余りとなっております。

ただいまご説明いたしました決算書及び決算関係調書のほかに、別冊で一般会計歳入歳出決算審査意見書及び主要事業報告書を配付させていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

なお、監査委員からの決算審査意見書では、決算書及び添付書類は法令に準拠して作成されており、決算の計数等を審査の結果、誤りはなく、適正である旨の意見をいただいております。

失礼いたしました。ただいま基金の合計額について数字を読み間違えてしまいまして、合計は21億6,760万円余りということでございました。

議案第8号についての説明は以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で説明は終わりました。

次に質疑でございますけれども、あらかじめ質問の届出がございました。会議規則にのつとりまして、届出順に質疑をお願いしたいと思います。4の方から届出がございました。まず、4番、土屋健一議員、お願いいたします。

○4番（土屋健一君） ただいま平成27年度決算についての説明がありました。説明によりますと、歳入歳出差引残額は3億5,500万円余ありました。ことしの2月に行われました第1回組合議会定例会において、8億1,200万円余の不用額について減額補正されておりまして、実質は11億6,700万円余であると考えております。

一方、今後の状況を見ますと、施設建設費用等の借入金の返還が平成32年度には大幅に減になると聞いておりますので、その翌年度以降は歳出額全体も大幅に減少すると考えます。

そこで質問をします。初めに、歳入における組織団体の負担金は93億3,000万円ということで、このところ数年、何年かずっとこの定額で決算となっていますが、その経緯についてお尋ねしたいと思います。

また、今後この歳出額が93億3,000万円、この負担金の額を下回るような状況となつたときには、負担金の額について年度ごとに減額し、必要な金額を計上することについて、当該年度、平成27年度に検討されたかという点と、不用額や余剰金が発生した場合、精算して、組織団体である市町、各自治体に返還するというような検討はされたかという点についてお伺いしたいと思います。

また、これらの考えはあるのかということについて、事務局のご見解もお願いしたいと思います。

○16番（大野聰君） 議長、暫時休憩してもらえませんか。今の質問に対して。

○議長（濱中俊男君） 今、休憩という提案がありましたけれども、いかがですか。続行してよろしいですか。じゃ、理由をちょっと、大野議員。

○16番（大野聰君） 今、名簿を見させていただきましたが、土屋委員は監査委員ですね。

○議長（濱中俊男君） はい。

○16番（大野聰君） 基本的に我々議会だと、決算の審査には加わらないというのが一般的だと思うんだけれども、監査委員が、これが間違っているんならともかく、一応、監査をもう既にされているんだと思うんですが、そういうのではルール上どうなっているのか、ちょっとご検討いただきたいと思います。

○議長（濱中俊男君） ただいま大野議員より質疑がありましたので、この質問のほうを先に答弁願います。

事務局、お願ひいたします。総務課長。

○総務課長（渡辺直樹君） ただいまの件でございますけれども、これまでの組合の取決めですか、あとは議会での内部での取決めなどにおきましては、私も、手元にはございませんが、そのような内容については確認ができていないところでございます。したがいまして、この件につきましては組合のほうからもお答えをさせていただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（濱中俊男君） 大野議員、そういう答弁があったんですが、よろしいですか。

○16番（大野聰君） 休憩とてもらってやっているんだから、一応休憩解いていただきて、進めていただいて結構です。

○議長（濱中俊男君） それではこのまま続行することでよろしいですね。

○3番（山本ひとみ君） すみません、休憩中だからいいですよね。

○議長（濱中俊男君） それでは、暫時休憩いたします。

（休憩）

○議長（濱中俊男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、土屋議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷寛二君） 私からは負担金の算定に関するご質問についてお答えいたします。

負担金が定額となっている経緯でございますけれども、これは平成19年度から93億9,000万円となっておるものでございます。この間、公債費の支出が30億円を超える年度があり、重油単価が高騰した年度もございましたけれども、各組織団体におかれても苦しい財政状況であったということでございまして、負担金を増額せず、財政調整基金を取り崩しながら運営を行ってきたという状況でございます。このため、毎年同じ額ということで行ってまいりましたという経緯がございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、平成32年度には公債費の支出が前年度比で8億円減となる状況でございます。したがいまして、これまで具体的な検討は行ってはおりませんが、今後、公債費以外の支出を大幅に増額する必要がない限りは、負担金の額93億3,000万については、減額となる可能性は高いと考えておりますし、その場合には年度ごとに必要に応じた負担金の額とすることになると考えております。

私からは以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺直樹君） それでは、私からは負担金の精算返還等に関することについてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、各年度における決算の余剰金など、こういったものが生じた場合には、また減額補正、こういったものを行った場合には、将来に備えましてこれを可能な範囲で財政調整基金のほうへ積立てを行っているという状況でございます。したがいまして、返還を行うということにつきましては、この直近の段階では検討は行っていないといった状況でございます。しかしながら、同基金への積立額、こちらは際限なく積み立てるということではなく、一定の金額まで達した場合には負担金の精算返還等を行うことになる可能性はあるものと考えております。

これらの問題につきましては、大変大きな問題でございます。事務局といたしましても、これを事務局のみで検討するといったことには限界があるというように考えてございますので、今後、組織団体の職員の方も含めました委員会等を設置してまいりまして、これらの件につきましては検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

実際に具体的なこの準備を今行っているところでございまして、来年1月ぐらいには第1回目の検討会といったような形で実施をいたしまして、その後、来年度、29年度ぐらいにかけまして、これらの大枠のところについては決めてまいりたいと考えております。

しかしながら、今お話がございましたような精算返還、それと負担金の年度ごとの計算などにつきましては、かなり細かなルールについて検討をしなくてはいけないものと考えてございますので、それにつきましては、それ以降のところでも引き続きそういった検討を進めていく可能性があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 土屋議員、よろしいですか。

どうぞ。

○4番（土屋 健一君） ご答弁、ありがとうございました。

負担金算定の考え方の変更や余剰金の精算について、今後、実施の可能性があるという話が、1月から委員会を設置していくようなご答弁がありましたけれども、早急に、遅くとも今後二、三年の間にはその考えを決めていかなければならぬと思っております。また、この負担金を精算して返還するという件については、この財政調整基金への積立てが一定程度まで達した場合に実施する可能性があるということですけれども、一定程度とは一体どのぐらいなのかとか、そういう具体的な基金の必要額の検討や負担金の精算返還を実施する場合の具体的な方法とか、そういうことについても検討していく、そういう現状を、余剰金がかなり発生している状況ですので、この件につきましても負担金と同様に、早急に1年、2年、3年ぐらいのうちには決めていかなければならぬと思います。

したがって、これらの件については早急に検討を始めて、今後の中長期的な運営計画、そういうのを示していくというお考えがあるのかということを、事務局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（濱中 俊男君） 事務局長。

○事務局長（志村 公久君） ただいまご質問のありました負担金の算定、精算、基金の必要額の検討についてでございますけれども、ご指摘のありましたとおり、平成32年度に公債費が大幅に減額になること、それから重油価格が現在落ちついていることなどによりまして、基金残高というのは順調に回復してきております。その減額になる場合に備えて、負担金の算出方法、それから基金をどこまで積み立てなければいけないかというようなことについて、検討が必要であるということは認識しておりますし、これまで内部で検討を始めていたところでございます。

その検討については、先ほど総務課長からお答えいたしましたように、委員会を設置いたしまして検討をしていきたいと思っております。また、その検討の結果等については議会のほうにも隨時ご報告をさせていただきながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、届けのあった17番、鈴木えつお議員、お願いいいたします。

○17番（鈴木 えつお君） 質問させていただきます。

最初に13ページです。原子力損害弁償金が445万円余なんですけれども、当初予算と比較すると収入済額は220万円少なくなっています。その理由について1点お伺いいたします。

2つ目は、27ページです。場内排水施設等維持管理業務委託、真ん中辺のちょっと上にありますけれども、谷戸沢処分場内の場内排水施設の維持管理ですけれども、1,822万円になっております。この予算のときの資料と比較いたしますと、予算の現額が3,330万円。この決算書には数字は載ってないんで、予算のときの資料では3,330万円だったんですが、それが1,800万円ということで、不用額が1,500万円余り出ているということで、執行率としては54.7%程度、かなり低いんですけれども、その理由は何なのかお伺いいたします。

それから最後ですけれども、29ページです。エコセメント事業費のうち需用費、これが不^用額が2億6,000万円余出ております。先ほどの説明では、焼却灰の搬入量が想定よりも少なかつたということなんですけれども、どのくらい想定を下回ったのか伺います。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（濱中俊男君） 環境課長。

○参考兼環境課長（大平裕己君） 私のほうから、原子力損害弁償金が当初予算と比較いたしまして220万余円の減となった理由につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

原子力損害弁償金につきましては、福島原発事故の風評被害を防ぐため、放射能にかかる分析した費用につきまして、東京電力が弁償する制度でございます。

この弁償の対象でございますが、放射性物質濃度及び空間放射線量の測定に要する経費となってございます。当組合におきましては、特別協定に基づきまして、エコセメント化施設の下水道放流水、金属回収汚泥及びエコセメント製品を対象に、放射性物質の濃度を毎月測定とともに、二ツ塚処分場の境界におきまして、空間放射線量を7日に1回測定をしているところでございます。測定頻度や測定項目につきましては、以前と同じ状況のもとで行ったところでございますが、弁償金が当初予算と比較いたしまして220万余円の減となりましたのは、放射性物質の調査自体が一般的となりまして、分析単価が下がったことから、本制度の対象でございます当組合が実施しました放射性物質濃度及び空間放射線量に要します経費が減少になったということでございます。

以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 業務課長。

○業務課長（山下幸司君） 私からは、谷戸沢処分場内排水施設等維持管理業務委託の予算率が低い理由は何かというご質問についてお答えさせていただきます。

本業務については、東京都の積算基準等に基づいて、適正に予算計上、設計、積算を行っておりますが、契約に際しまして指名競争入札を行いましたところ、落札率が低かったことによるものでございます。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私からは、焼却灰の搬入量に関するご質問にお答えします。

平成27年度当初予算では、焼却灰の年間の搬入量を7万9,000トンと想定しておりましたが、実際の搬入量は約7万5,800トンで、想定よりも約3,200トン少なかったものでございます。

○議長（濱中 俊男君） 17番、鈴木議員。

○17番（鈴木 えつお君） 再質問させていただきます。

最初の原子力損害弁償金の220万円の減少ですけれども、測定頻度や項目は以前と同じだという説明がありましたけれども、これまでと調査の精度は変わらないということでおろしいのかどうなのか、確認したいと思います。

2つ目は、谷戸沢処分場の排水施設維持管理業務委託の不用額が多い問題ですけれども、競争入札で契約が低く抑えられたということなんですかけれども、それにしてもかなり低過ぎる。執行率54.7%ですから、そういう点で東京都の表を用いて積算したということなんですかけれども、低過ぎるその契約の中で、業務内容の質が低下しているのではないかというふうに不安を覚えるんですけれども、その辺についてはどうなのか。

3点目は、エコセメント事業料の事業費の需用額が大きく減った問題ですけれども、電気代と下水道代が大半でございます。焼却灰の搬入量が想定を下回ったということですけれども、それ以外の理由は何かないのかどうかお伺いいたします。

○議長（濱中 俊男君） 環境課長。

○参事兼環境課長（大平 裕己君） 私のほうから、原子力損害弁償金の調査の精度についてお答えをさせていただきます。

調査についてでございますが、測定機器、また、定量下限値の変更を行うことなく、間違いないこれまでと同じ精度で実施しているところでございます。

○議長（濱中 俊男君） 業務課長。

○業務課長（山下 幸司君） 谷戸沢処分場内排水施設等維持管理業務委託の契約金額が想定よりも低くなることにより、業務内容の質も低下することはないのかのご質問についてお答

えをいたします。

循環組合では、業務の作業中に循環組合の指示のとおりに業務が遂行されているのかを現場確認いたしまして、業者を監督することにより、業務内容の質を低下させないようにいたしました。また、本業務の委託の完了時に際しましては、竣工書類、施工中の写真、竣工状況を現場で確かめることによりまして、循環組合が指示いたしました業務成果を上げていることを確認いたしました。

したがいまして、契約金額は想定よりも低いものでございましたけれども、業務内容の質が低下することはございませんでした。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私からは、エコセメント事業費に不用額が生じたことについて、焼却灰の搬入量以外の理由についてのご質問にお答えいたします。

もう1つの主な理由といいたしましては、電気料金のうち、使用量に応じて支払う従量料金に含まれている燃料費調整単価の変動によるものでございます。

この燃料費調整単価とは、原油や石炭などの火力燃料の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて毎月、自動的に電気料金を調整するものでございます。この燃料費調整単価が当初の想定に比べて大きく下回ったことが不用額の発生した主な理由の1つでございます。

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、20番、梶井琢太議員。

○20番（梶井 琢太君） 決算書、20、21ページの二ツ塚処分場費の埋立計画作成等業務委託について質問させていただきます。

東日本大震災や、さきの熊本・鳥取地震なども踏まえて、各地域、あるいは機関等で災害対策というのは喫緊の課題であると思います。循環組合においては、まだ災害廃棄物処理計画を策定されてないと私は認識しておりますが、この委託の中には組合の災害廃棄物処理計画の策定に関する業務等も含まれているのか、あるいは、もし含まれていないということであれば、今後の策定予定について伺いたいと思います。お願いします。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 災害廃棄物処理計画に関するにつきましてお答えいたします。

ご指摘のありました埋立計画作成等業務委託につきましては、これは二ツ塚処分場の通常時の埋立計画を作成するものでございまして、災害廃棄物処理計画の策定業務は含まれてお

りません。また現在、当組合では災害廃棄物処理計画の策定は行っておりませんが、都や各組織団体での策定状況を踏まえながら、今後策定する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 梶井議員。

○20番（梶井 琢太君） ありがとうございました。再質問を1点だけさせていただきます。

今後、計画については策定予定があることは了解いたしました。

その上で、ただいまのご答弁にもあったとおり、計画策定に当たりましては、各組織団体の災害廃棄物処理計画との、例えば整合性等が重要な課題になると考えますが、組合の見解を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参考兼事業調整課長（福谷 寛二君） 各組織団体の災害廃棄物処理計画との整合性ということについてのご質問につきましてお答えいたします。

多摩地域で大規模な災害が発生した場合、各組織団体で中間処理を行った災害廃棄物の処理残さを当組合の施設で最終処分するということが想定されるものでございます。しかしながら、エコセメント化施設の処理能力ですとか、最終処分場の容量には限りがございます。このため、各組織団体からそれらの量を超える処理残さが搬入される場合、それができなくなるということも想定されます。

したがいまして、災害廃棄物の処理におきましても、各組織団体における徹底したリサイクル等による廃棄物量の削減をお願いするとともに、各組織団体の災害廃棄物処理計画で想定している処理フローですとか処理残さの発生量、こうしたものを踏まえた処理計画を策定する必要があるというふうに考えてございます。

こうしたことから、当組合の災害廃棄物処理計画の策定に当たりましては、組織団体の皆様方と十分な調整を行い、実効性の高い計画としていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 次に届出がありました3番、山本ひとみ議員。

○3番（山本 ひとみ君） 7項目届出をしておりましたが、一括して言いましょうか、それとも……。

○議長（濱中 俊男君） 分けて。

○3番（山本 ひとみ君） 分けたほうがよろしいですか。それでは最初、3項目やって、それから細かいことを4項目ります。

まず最初に、先ほど議論にもなったんですが、基金の増加と負担金の関係に関してですけれども、一定の考え方は示されました。これまで極力負担金はふやさないという考え方でやってきたが、今後、基金が一定の額になったら組織団体の負担軽減も考えるということだったと思います。

それで、委員会を設置してこのことを検討するということでございましたが、その委員会に関して、今のところどのような構成を考え、いつ設置をして、いつごろ結論を出すという考え方なのか。きょうの質問ですので、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

各構成自治体では、ごみの減量にそれぞれ努めてきております。一方で今後の処分場自身がこれまでよりも長期に渡って安定的に運営していくための一定の財源を確保していくという必要性も理解しているところですが、このことに関しては非常に重大な問題なので、考え方をしっかりとさせた上で、どのように検討していくのかを明らかにしていただきたいと思います。

以上が1点目です。

2点目はエコセメントの使途、使い道なんですけれども、エコセメントは各自治体の公共事業などに使われているかとは思うんですけども、それは全量そうなのか、それ以外に別の市販しているようなところがあるのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

3点目は、不燃ごみに関しては、不燃ごみをゼロにというカウントをしている自治体もあるように聞いておりますが、不燃ごみゼロの自治体というのがこの構成自治体でどれくらいあるのか、また、不燃ごみをゼロにしたということは、実際、不燃ごみはどこでも回収しているから出ているわけですけれども、どのような方法でゼロということにしているのか。これはこの組合議会で全部は答えられない課題かもしれません、関連することですので、わかる範囲でお答えいただきたい。

前半3つの質問はこういうことでお願ひいたします。

○議長（濱中 俊男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） それでは、私のほうからは負担金等の検討委員会について、具体的な内容の説明をということに関しましてお答えをさせていただきたいと思います。現在、おおむね決まっている範囲のことについてご説明をさせていただきます。

まず組織でございますが、こちらは25市1町全ての自治体の清掃担当部長を委員といったし

まして、検討委員会の立上げというものを考えてございます。また、必要に応じまして、より具体的な内容を検討するに当たりましては、そのほかにも専門部会等を設置していいたいというふうに考えているところでございます。

次に、設置の時期でございますけれども、こちらは現在、平成29年1月検討開始ということを目指しまして準備を進めておるところでございます。また同じく検討の終了時期ということでございますけれども、こちらはまず第1段階目のおおむねの検討終了時期といたしましては、平成30年3月、29年度末までということを予定いたしておりまして、しかしながら先ほども少しご説明をさせていただきましたが、より具体的な検討が必要な場合などにつきましては、それ以降も当然のことながら検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私からは、エコセメントの用途と、それから販売状況についてのご質問にお答えいたします。

製造されたエコセメントは、その全量をエコセメント化施設の運営業務を受託している東京たまエコセメント株式会社が買い取り、さらに同社からエコセメントの全量を買い取った太平洋セメント株式会社がコンクリート2次製品を製造している工場などにエコセメントを販売しております。

エコセメントは主にコンクリート平板、インターロッキングブロックといった、コンクリート2次製品の原料として使用されておりまして、こうしたコンクリート2次製品は組織団体や東京都の道路、公園整備などの公共事業だけでなく、例えば、東京スカイツリータウン広場や東京駅丸の内口駅前広場など、民間事業でも広く使われているところでございます。

なお、太平洋セメント株式会社におけるエコセメントの販売状況の詳細については把握しておりますが、販売はおおむね順調であると聞いております。

私からは以上です。

○議長（濱中 俊男君） 適正化・広報担当参事。

○適正化・広報担当参事（平野 拓哉君） 自治体によって持込量がゼロになって、どのような処理が行われているのかということと、現在持込みを行っていない団体についてお答えいたします。

リサイクルができない不燃ごみにつきましては、破碎等の中間処理の後、従来そのほとん

どが埋立処分をされていたところでございますが、そのうちプラスチック類につきましては分別収集を行い、容器包装リサイクル法の再商品化事業者に引き渡すほか、固形燃料を製造する事業者に引き渡したり、清掃工場で焼却して熱回収を行うなどにより、埋立処分を回避していると聞いております。

また、ガラスや陶器くずにつきましては、砂状にいたしまして、埋戻し材としてリサイクルをする事業者に引き渡すことにより、埋立処分を回避している例があるというふうに聞いてございます。

各組織団体においては、このような様々な手法を組み合わせることにより、不燃ごみの搬入量を減らす取組を進めているというふうに認識しております。

また、本年度上半期、4月から9月におきまして、不燃残さの実績のあった団体でございますが、4団体、組織団体としては6市ございます。これ以外のところは今のところゼロということです。

私からは以上です。

○議長（濱中 俊男君） 山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） 再質問をさせていただきます。

今後の負担金等の減額に関する検討委員会については、来年早々から始まるということでございますが、1年強の検討期間の、例えば途中経過の報告ですとかというのは、この次の、来年度の組合議会で報告されるということでよろしいんでしょうか。中間のまとめのようなものはどこかで出せるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、2点目のエコセメントの使い道なんですけれども、太平洋セメントが売却しているわけですが、それは全て使ったものに関しては、どこかにエコセメントが使用されているという、エコタローでしたっけ、あのマークがついているという理解でよろしいんでしょうか。細かいことですが、わかれば教えてください。

3点目の不燃ごみゼロの自治体がどういうふうな方法をとっているかというのは、ご説明があり、わかりましたが、6市あるというのは、この場で名称を言うのは何か差しさわりがあることなのでしょうか。もしなければ教えていただければと思います。

○議長（濱中 俊男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） 私からは検討委員会の経過報告の件についてということで答弁をさせていただきます。

こちらの検討委員会、来年度を中心に検討を進めていくわけでございますけれども、その

間、会議の進捗状況なども含め、必要に応じまして議会のほうへもご報告をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私からはエコセメントに関するご質問にお答えいたします。

まず、東京たまエコセメントにつきましては認証制度というのがございまして、このエコセメントを100%使用したコンクリート2次製品については、その製品にエコタローマークという刻印をして、それを認証しているという制度がございます。

太平洋セメントから、その認証事業者のほうに販売したエコセメントを原料として製造したコンクリート2次製品については、全てこのエコタローマークという刻印を押すということで制度が成り立っております。

私からは以上です。

○議長（濱中 俊男君） 事務局長。

○事務局長（志村 公久君） 私からは、現在、不燃ごみを持ち込んでいない団体について、団体名をお知らせいただけるかということでございますけれども、先ほどの4団体6市というのは、今年度に入ってから当組合に不燃ごみを持ち込んでいる団体でございます。持ち込んでいない団体はそれ以外の団体ということで、武藏野市さんも含めまして、かなりの団体が持ち込んでいない。

持ち込んでいる団体でございますので、特に非公開にする情報ではございませんけれども、この場では控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（濱中 俊男君） 3番、山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） 残りの4項目を質問させていただきます。

1点目は放射性物質の検査体制なんですが、これは先ほどの質疑でもあったんですけれども、確認にもなりますが、機械の種類、それから検査の項目、これは要するに空間だったり土壌だったりは検査する項目が違いますので、その検査項目、それから頻度、広報の体制を改めて伺います。

また、先ほどの質疑ですと、今後の体制は特に変更がないということでいいのかどうか。これは確認させてください。

2点目は東京電力からの損害賠償金に関して、この算定根拠、東電のほうが決めているん

だと思いますが、その算定の根拠と歳出。この損害賠償金を何に充てるのかという歳出に関する考え方をお尋ねします。

3点目は、遮水シートの補修方法がこの財産調書の後のはうに、特許権にこれまでなっていましたが、決算年度末の残高がゼロになっていましたけれども、これはなぜなんでしょうか。これをお尋ねしたいと思います。

もう1点は、私は原発事故の問題は東日本全体の環境汚染を引き起こしたというふうに考えておりまし、焼却灰等や、それから汚泥とかも非常に放射線の値が高くなるのは事実の問題としてありますが、放射性物質を含む廃棄物がエコセメントの材料となるということは考えていいんでしょうか。微量ならあるということはもちろん言えると思いますけれども、これについての考え方と評価をお尋ねしたいと思います。

以上、4点です。

○議長（濱中俊男君） 環境課長。

○参事兼環境課長（大平裕己君） まず、私のほうから放射性物質の検査体制等につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

当組合におきましては、特別協定に基づきまして行っているところでございますが、検査項目でございますが、まず放射能につきましてはエコセメント化施設の乾燥機等からの排ガス、それから金属回収汚泥、下水道放流水、エコセメントの製品についての放射能につきまして調査をしているところでございます。

この放射能につきましての測定機器でございますが、高純度のゲルマニウム半導体検出器で行っているところでございます。また、同特別協定におきまして、空間放射線量につきまして測定をしているところでございますが、空間放射線量につきましてはシンチレーション式サーベイメータを使用して行っているところでございます。

次に、原子力損害弁償金についての歳出ということでございますが、東京電力におきます原子力損害弁償金の賠償の対象につきましては、放射性物質濃度及び空間放射線量の検査費用が対象となっているところでございます。その関係で、私どもが行っております同放射性濃度及び空間放射線量に係る委託検査経費について歳出で行っているところでございます。

大変恐縮でございます。放射性物質につきましての広報体制について、今、答弁漏れがございましたので、改めて答弁させていただきたいと存じます。

放射性物質の調査の結果につきましては、毎月、地元自治会、日の出町に対して報告するとともに、またホームページにおきまして公表しているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 遮水シートの特許権の現在高に関するご質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

遮水シートの補修方法の特許権の現在高がゼロとなっているのは、平成7年6月6日にこの特許を出願しております。出願時から20年間となっている権利の存続期間というのが経過いたしまして、平成27年6月6日にその権利が消滅したためでございます。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私からは、放射性物質を含む廃棄物がエコセメントの材料となることはあるのかというご質問にお答えします。

各搬入団体から受け入れている焼却灰の中には、調査の結果、若干の放射性物質が含まれていることが確認されております。しかしながら、エコセメントの製造過程で焼却灰を含む原料を高温で焼成することなどによって、放射性物質は取り除かれ、最終的に製造されたエコセメントには放射性物質が含まれていないことを調査により確認しております。

私からは以上です。

○議長（濱中 俊男君） 3番、山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） 一番最後の放射性物質を含む廃棄物がエコセメント材料になることがあるのかどうかというお答えで、高温で焼却をしたら放射性物質が取り除かれるというのは、それ、科学的な話ですか。

放射性物質というのは半減期というのがあって、例えばセシウム等でも半減期ってありますよね。それが何年もかかるということはご理解いただいていると思うんですけども。

焼却をすると放射性物質の濃度が高くなるということはありますし、あるいは下水処理場などで汚泥がどんどん何年もたまっていくと、そこはやはり水分が蒸発しますからたまっていくんです。そういうものは、ここでどうしているのかはまた別の話ですけれども、放射性物質の濃度は高くなるんですけども、焼却をしたら放射性物質が取り除かれるというのは科学的ですか。違うんじゃないですか。それをちゃんと答えていただきたいと私は思います。今のは再質問です。

あと、先ほど別の議員に対する原子力災害の賠償金に関するお答えで、風評被害を防ぐためにこの賠償金が出ているという説明がありましたけれども、それもちょっと違うと思いま

すよ。風評被害と言えるものもそれはあると思いますけれども、実際に土壌だったり空間だったり海水だったり、汚染されているのは、例えば魚を検査したり土を検査しても、規制値より高かったりするのであるわけだから、風評被害と言われるものもあるかもしれないけれども、実際、どれくらいの値なのかを測らなければ、環境汚染や現行を守ることができないから測っているんじゃないですか。風評被害というのは非常に一面的なお答えですから、それは考え直していただきたいと思います。

以上、お答えください。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 先ほどのご質問に対するお答えで、説明が不十分なところがございましたので、補足して説明させていただきます。

まず、焼却灰を含む原料を1,350度以上の高温で焼成することにより、焼却灰中の放射性物質は気体となって、排ガス処理工程で200度以下に冷却することにより固体に戻り、煤じんに吸着するなどして、バグフィルターで捕捉されます。その後、重金属処理工程において水に溶けて下水道に放流されます。下水道に放流された後、最終的には八王子市にある下水処理場において処理され、この処理水は河川に放流されるということになります。この下水処理水からは管理基準を超える放射性物質が検出されたことはないと聞いており、問題はないものと考えております。

以上です。

○議長（濱中 俊男君） 環境課長。

○参事兼環境課長（大平 裕己君） 当組合におきまして、放射性物質、放射能等の関係で調査をしておる1つのところといたしまして、今ございましたように、エコセメント化施設、エコセメント製品におきますものも含めて、放射能が入ってないかを確認しているところでございまして、そういうところも含めますと風評被害という部分もあろうかというふうに考えてございます。

私どもといたしまして、放射能がどのような状況になっているかということを適切に判断しているところでございます。

○議長（濱中 俊男君） ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中俊男君） 討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中俊男君） 賛成討論もなしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号 平成27年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

[日程第7]議案第9号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（濱中俊男君） 次に、日程第7、議案第9号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友貴樹君） 議案書、18ページをお開き願います。議案第9号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本補正予算は、平成27年度決算の差引残額を平成28年度に繰り越し、基金に積み立てるほか、土地売却に係る収入や事業経費に係る支出について補正をお願いするものであります。

規模につきましては19ページの第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれに3億3,396万3,000円を追加し、予算総額を107億2,936万2,000円とするものであります。

提案理由説明は以上でございます。詳細は事務局長よりご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱中俊男君） 志村事務局長。

○事務局長（志村公久君） 議案第9号 平成28年度補正予算の内容についてご説明いたし

ます。少々お時間をいただきますので、着席してご説明させていただきます。

こちらについては、冊子でお配りをいたしております平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算及び同説明書、こちらによりましてご説明を差し上げたいと思います。

冊子の5ページ以降が説明書となっておりますが、こちらの8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳入でございます。

款4、項2財産売払収入でございますが、右端の説明欄に記載のとおり、土地の売払収入をいたしまして879万1,000円を計上するものでございます。これは現在、社会福祉法人に貸付けを行っております組合の用地について、同法人から購入をしたいと申し入れがございましたことから、今年度中に売却をする予定のものでございます。

恐れ入りますが、本日追加で配付させていただきました資料3、こちらの地図をご覧いただけますでしょうか。この土地でございますけれども、谷戸沢処分場の搬入路の建設の際に購入した土地の一部でございます。地図上の中央、売払対象地と書いてある、黒い色で表示してあるところでございます。

この土地につきましては、谷戸沢処分場の埋立終了後、搬入路については日の出町の町道として町に移管したのに伴いまして、道路以外のこの黒い部分が同法人が所有する土地との間に細長く残ってしまいました傾斜地でございます。この土地については、平成9年4月に同法人から福祉施設の建設及び運営を目的に、用地の借受けに関する申出がございました、それ以来、貸付けを行ってきたところでございますけれども、本年4月にこの福祉施設用地の一部を整備するために、この土地に擁壁を立てたいという理由で売却の協議がございました、この土地について今後も組合で利用は見込めないというものでありますことから、売却をすることとしたものでございます。

なお、売却価格につきましては、当組合が依頼いたしました不動産鑑定士の土地鑑定評価の結果をもって決定したものでございます。

それでは、説明書8ページ、9ページにお戻りいたしまして、次に款6、項1繰越金でございます。こちらについては先ほど平成27年度一般会計決算におきましてご説明いたしましたように、歳入歳出の差引額3億5,517万円余りを平成28年度に繰り越すため、当初予算3,000万円との差額3億2,517万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費でございますけれども、右端の説明欄に記載しておりますとおり、財産台帳等補正委託に689万6,000円の補正をお願いするものであります。これは地方公会計の関係で、現在、固定資産台帳の作成作業を行っているところでありますが、その際に使用する当組合の財産台帳が平成15年度に作成されたものでございまして、これまでの間の町道部分の移管を初めとする土地の所有権が移動された内容というものが十分に反映されていないものでございまして、台帳や重ね図等を最新の情報に更新するための補正作業を委託するものでございます。

また、ただいまご説明いたしました土地の売却に係るその用地の境界点、それからこの後ご説明いたします太陽光発電設備の設置に伴い、事業用地を確定させるための東京都用地との境界点を現地に落とすという委託もこの業務に併せて行うものでございます。

次に、款3 衛生費、項1 清掃費でございますが、右端の説明欄に記載の2つの案件について、計399万9,000円の補正をお願いするものでございます。

1点目は、二ツ塚処分場の入口前の交差点に当組合が設置いたしました信号機の撤去工事でございます。この信号機につきましては、谷戸沢処分場の搬入路に出入りする車の安全を確保するために、昭和58年に当組合が設置いたしまして、平成12年に更新を行い、管理を行っているものでございます。

この度、老朽化に伴いまして更新が必要になったことから、警察と協議を行っておりましたところ、この谷戸沢処分場の搬入路は現在は町道として一般開放されており、交通量も比較的あるということで、今後は警察がLED型の信号機を設置いたしまして、維持管理を行うこととなりましたため、それに伴いまして、今年度中に私どもの現在の信号機の撤去をするように要請があったものでございまして、このための撤去工事の費用350万円が必要となるものでございます。

2点目は後ほどご説明いたします太陽光発電事業の開始に伴いまして、電力会社への接続工事の負担金として49万9,000円が必要となるものでございます。

続きまして、款5 諸支出金、項1 基金費でございますが、ただいまご説明いたしました総務費及び衛生費の補正額と、繰越金及び財産収入の補正額の差金、これを財政調整基金に積み立てるため、3億2,306万8,000円を計上するものでございます。

次に1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページをご覧願います。債務負担行為の追加補正でございます。

表にございますとおり、谷戸沢処分場太陽光発電施設設置事業についてでございます。期

間は平成29年度から平成49年度まで、限度額につきましては9億9,000万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

こちらの太陽光発電施設の設置の概要については別添の資料でご説明させていただきます。恐れ入りますが資料2、A3横の資料、谷戸沢処分場のメガソーラー施設の設置についての資料をご覧ください。

まず1、設置の目的でございます。

1点目は再生可能エネルギーの活用による当組合の環境保全への取組のPRということでございまして、循環組合ではこれまで埋立ての終了した谷戸沢処分場におきまして、自然環境を回復するための処分場の下流に清流を取り戻す水源の確保、あるいは場内にビオトープを設置するなど、生態系を豊かにする努力を行ってまいりました。こうした取組に加え、メガソーラー施設の設置による再生可能エネルギーの活用など、環境保全に資する取組を推進しているということを、多摩地域の住民を初め、多くの方に周知できるものであると考えております。

2点目は谷戸沢処分場用地の有効利用と売電収入による当組合の財政改善への寄与ということでございまして、現在、未利用となっております第2期埋立地を活用いたしまして、売電収入を得ることにより、わずかではございますが、財政改善に寄与できるものと考えております。

次に、2、設置条件でございます。

設置場所は右側の写真に示しますとおり、処分場の最下段、第2期と言われている埋立地の平地のうち、日の出町に駐車場として貸しているスペースを除いた東側の部分、それからサッカー場やグラウンドが設けられている上の段との間の斜面部分、こちらでございます。

発電規模につきましては2メガワット、発電期間は固定価格買取制度において、固定価格が適用される20年間を予定してございます。

続きまして、3の事業形態別の採算性検討でございます。

太陽光発電事業の実施形態といたしましては、大別いたしますと、この表に示しているとおり、当組合は土地の貸出しのみを行う、そして民間事業者に事業を実施してもらう方法。それから、当組合が自ら実施主体となる方法で、この場合、自ら実施主体としてなる場合で、発電した電気を売電する方法、それからこの電気を自ら使用する方法。この3つの手法が考えられます。これらの手法につきまして、平成28年度の固定買取価格、キロワットアワー当たり24円という金額を前提に経済性を検討いたしましたところ、土地を貸し出す方法では民

間事業者による事業となりますため、固定資産税等の公租公課が必要となることなどによりまして、支出の管理費が他の2つのケースと比べて高くなりまして、辛うじて黒字にはなりますけれども、投資効果が高くないということから、応募する事業者が現れない可能性が高いと考えております。

また、③の発電した電気を自ら使用するケースでございますが、当組合ではエコセメント化施設で非常に多くの電気を使用しているため、電気の単価が通常の庁舎等と比べて大幅に安いものとなっております。自ら発電した電気を使用する際の電気代の節約効果というのが、固定価格で売電する場合に比べまして少なくなること、それから、発電設備から電気を使用する施設までの送電線の工事費が必要となることなどから、赤字になってしまうとの結果となっております。

そして、最後の②自ら実施主体となり、売電をする方法でございますが、これが最も収支条件がよく、20年間で約1億3,000万円程度の収益が発生するのではないかと考えております。また、リース事業者に発電設備の設計施工から維持管理まで一括して委託する包括リース方式という方式を採用することによりまして、当組合の職員に特別な専門知識というものがなくても事業が実施できますことから、この方法を採用することいたしております。

なお、4番の検討結果の一番下の行に記載してございますとおり、自ら実施主体となることによりまして、施設の不具合、破損、さらには日照不足といったことによりまして、十分な売電収入が得られない、こういうリスクを負うことになりますけれども、これらの事業リスクについてはリース事業者に保険への加入を義務づけたり、最低売電収入の補償を求めるという契約をすることによりまして、回避をすることが可能でございます。

今後のスケジュールでございますけれども、今後速やかに事業者の募集を開始いたしまして、年内には事業者の決定・契約を行い、年度内には電力会社との接続契約の締結など、必要な手続を完了したいと考えております。工事につきましては来年度当初から開始いたしまして、来年10月から発電を開始するという予定でございます。

議案第9号についての説明は以上でございます。

○議長（濱中俊男君） 以上で説明は終わりました。

本案に関しましても質問の届出が2人の議員よりございました。

届出順に、まず25番、藤田美智子議員、質疑をお願いいたします。

○25番（藤田美智子君） 通告に沿って質問させていただきます。

10ページ、11ページのところの3款衛生費、1項清掃費の3目谷戸沢処分場費の太陽光発

電接続工事負担金と、次のページの12、13ページの債務負担行為での谷戸沢処分場太陽光発電施設設置事業9億9,000万につきまして、ご提示をいただいた資料2に沿って質問をさせていただきます。

今、事務局長のほうから丁寧なご説明がありましたが、その上で何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、資料の設置目的についてでございます。

昨今、この環境保全の視点から、また電力の自由化、また事業の拡大に伴って、自然エネルギーを、特に太陽光発電設備で推進をしていくという流れができつつあると思いますし、これに関しましては推進をするという立場であります。その上で設置の目的の中に、当組合の財政改善への寄与という目的が示されておりますが、設置条件の規模を2メガワット、2,000キロワットというふうに、この数値に、この範囲にされた根拠についてまずお尋ねをさせていただきたいと思います。財政改善に寄与するのであれば、もっと拡充というか、大きな範囲でもいいのではないか。また、この環境保全への取組のPRとしてもこういった疑問がありますので、これについて根拠をお示しをいただきたいと思います。

それから、太陽光発電の事業につきましては、2メガワットが1つの転換点になっているというふうに認識しております。特にこの2メガワットを超えると、計画段階ですとか、それから諸手続が変わるのでないか、難しくなるのではないかというふうに認識をしているところなんですけれども、この点について、管理者及び事務局はどのような見解でいらっしゃるのかをお尋ねをいたします。

それから、当組合の事業としてお示しをいただいたのは、2,000キロワットでのお示しでございましたけれども、さきの、一番新しい国会におきまして、経済産業の委員会において、一昨年前の台風15号の被害。特にこの太陽光発電、メガソーラーのパネルが破損だったり飛散したりということで、非常に重大な事故事案が出ているということが取り上げられておりました。伊藤たかえ委員の質疑の中で私もこのことを知ったんですけども。

それに対しての担当部局のご答弁の中に、これまで500から2,000キロワットに関しては、特段の調査とか、そういったものはこれまでなかったんだけれども、非常に大きな事故の原因が、このパネルの被害81件について様々な角度から調べたときに、まず地盤調査をやっていないとか、それから架台を設置するに当たって、本来は地盤深くにスクリューを入れ込んだ上でつくらなくてはいけないところが、ここが十分になされていないというような、そういった事業者の問題が浮き彫りになったわけでございます。

逆に言いますと、2,000を超えたほうが、その中で出ていたのは、こういった事業者にしっかりと安全性を調査してもらうという、事業者自ら検査をして国に届ける方向性も明確に示されておりましたので、この点につきまして何か電気事業法の改正等々につきましてお示しいただけるものがあれば、それについて示していただきたいというふうに思います。

それから、資料2の中の事業形態別の採算性の検討と、それから検討結果が示されておりますが、この中で、事務局長のご説明の中に民間事業者への土地を貸し出すという、この①につきましては応募事業者が多くないというご説明がありましたけれども、この3パターンを検討された事業者、どのぐらいいるのか。これをお示しいただきたいと思います。

それから、当組合が決定を、検討結果の上、採用するに至った2番の、組合自らが発電事業を行うという包括リース方式の採用ということなんですけれども、この事業者の見込数。これから非常にタイトなスケジュールで今後募集をかけて決定という流れが示されておりますけれども、この事業者がどのぐらいいるのかについてもお尋ねをいたします。

それから、この20年間の経済面について資料で示されておりますけれども、非常に大まかな数値でしか示されておりませんので、これにつきましては20年間にわたる包括リース方式ということで、年度ごとに工事費とか管理費とか大まかになっていますけれども、それぞれの項目をお示しいただきたいと思っておりますが、それが可能かどうか。またお示しいただけるタイミング、どの段階で組合議会に示していただけるのか。この点について質問させていただきます。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 太陽光発電施設に関するご質問についてお答えいたします。

まず1点目、2メガワットとした、この規模に関する根拠ということのご質問に関するお答えでございます。

出力が2メガワット未満の場合、電力会社への接続方法が高圧連系接続といいまして、電圧で申しますと6,600ボルトというタイプの接続となるものでございますが、2メガワットを超えると電力会社への接続方法が特別高圧連系という接続方法で、電圧で申しますと6万6,000ボルトでの接続という形になるものでございます。

特別高圧連系接続というものでございますと、高圧6,600ボルトから特別高圧の6万6,000ボルト、この10倍への仕様への電圧を上げる変電設備というのが必要となりますし、このほか連系用の送電線の費用が増加するというようなことがございまして、設備費のほうが急に

大きくなりまして、出力が2メガワットを境に採算性が悪化するということになるものでございます。

また、今回、メガソーラーを設置することとしております谷戸沢処分場の2期のエリアにございますけれども、ここは先ほど事務局長からお話しさせていただきましたが、一部、日の出町が駐車場として利用している用地などの制約がございまして、この中で利用可能な範囲ということで考えますと、2メガワットを大きく超える太陽光発電施設を設置することが難しい状況ということでございます。このため、施設の規模といたしましては2メガワットが最適というふうに考えてございます。

引き続きまして、今度その手続面でどうかというようなお問い合わせにつきましてお答えいたします。

出力が2メガワット未満の高圧連系の場合でございますと、第3種というタイプの電気主任技術者を選任可能でございますが、これが2メガワットを超えると、特別高圧連系の場合には第2種又は第1種という電気主任技術者の選任が必要となります。このほか特別高圧連系接続の場合には、工事の計画書というものを国へ届け出まして、事前に審査を受ける必要があるというようなことがございまして、手続に時間を要することになるということがあります。手続面については以上でございます。

3点目、電気事業法の法令改正ということのご質問についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、その資源エネルギー庁の資料によりますと500から2,000キロワットの設備の設置者に対しても、技術基準の適合性確認というのを義務づけるといった方針が示されたという資料がございます。このことについて当方より経済産業省の関東経済産業局というところに問い合わせたところ、現時点では具体的な改正には至っておらず、施行日は未定ということでございました。でしたが、施設を設置する際には当方では技術基準に適合していることについて確認を行っていくという予定でございます。

なお、今回のこの補正予算で今年度中に接続契約を行ってまいりたいということの目的につきましては、これは平成28年度の固定価格の買取制度、1キロワットアワー当たり24円、この価格の適用を受けるという目的のためでございます。

引き続きまして、今度はそのパターンの各事業者の数がどれくらいあるかというご質問についてでございます。

まず、太陽光で発電を行っている発電事業者の調査については当方では不明というところでございます。ただ、環境省が平成26年10月にアンケートを実施しております、そこで廃

棄物処分場において実施されているということが確認された太陽光発電事業35カ所、こういった例がございますけれども、この中では土地を借りて事業を行っている事業者というのは少なくとも15社以上、包括リース方式を行っている事業者というのは少なくとも2社以上あるというところでございます。

引き続きまして、今度は事業形態別の事業者の数ということでございまして、事業形態ということで今回は包括リース方式の事業者の見込み数といったお問い合わせにつきましてお答えいたします。

包括リース事業者の数については、これは不明なところではございますが、廃棄物処分場で1,000キロワット以上の施設を設置して、包括リース事業を行っている事業者というのは少なくとも4社以上ございまして、それ以外でも場所での事業を含めますと10社程度はあると考えられているところでございます。

引き続きまして、内訳ということでございまして、これにつきましてのタイミングですか、どんなものかというお話をしたけれども、今、これから契約手続に入っていくということでおございますので、現時点ではその金額をお示しすることはなかなか難しいところではございますけれども、2月の議会でご予算をお願いする際には、この際には事業者と契約しているということでございますので、金額の内訳につきましては、その際可能な範囲でお答えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 25番、藤田議員。

○25番（藤田 美智子君） ご丁寧な説明いただいたと思います。ありがとうございました。

特に安全面という部分では、お示しをいただいた埋立地2期に設置するとありますけれども、日の出町の町民の皆様が使っているところに非常に近いわけとして、昨年のパネルの飛散事故によっては雨等によってパネルが帶電をして、感電をするといった、そういう心配される事案なんかも発生しておりますので、この安全面につきましては特段、重要なことを望ませていただきます。

その上で、今、事業形態②についてでございますけれども、ここに主な事業リスクという形で、災害発生時の施設への損害、売電収入の減少等のリスクを負うため、保険でのカバーが必要というふうにあります。恐らく支出のところに保険に関するものが、2月の予算が示されるときには載ってくるのではないかと思いますけれども、その保険でカバーができるの

がどのような範囲なのか、それについて再質問させていただきます。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 今、保険に関するお問い合わせについてお答えさせていただきます。

保険など補償に関するものといたしましては、大別して3つございまして、まず1つ目は火災や水害、落雷といった自然災害。こういったものですとか、あとは電気や機械的事故による太陽光パネルなどの動産の破損への補償というのがまず1つ。

2つ目としましては、工事や管理の間によります第三者への賠償責任への補償、こういったものが2点目でございます。

3点目は日照不足への補償というものがございます。

このうち、1点目の動産への補償ですとか賠償責任の補償については、事業者に加入させてまいりたい。日照不足についても補償も含めた契約ということを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 次に3番、山本ひとみ議員。

○3番（山本 ひとみ君） 谷戸沢処分場へのメガソーラー施設設置に関して質問させていただきます。

まず、この施設の重量というのは何トンなのかお尋ねしたいと思います。

それから、今回は組合が事業者になり、民間から発電設備の維持管理も含めたリースを受けるという手法を探るというご説明がありました。この業者選定方法はどのような方法で選定するのか、お尋ねをいたします。

3点目は、施設は20年やるわけですけれども、このメガソーラー施設の耐用年数がちょうど20年ぐらいということなんでしょうか。20年たったらどのような形で廃棄されるのかお尋ねします。

最後に、ここは処分場ですから、地下に廃棄物が埋め立てられております。その下に遮水シートがあるということなんですけれども、こういう重量のある物が設置されるということにより、廃棄物の状況を調査することなどに影響は出ないんでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 太陽光発電に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目、重量ということでございますけれども、今回のメガソーラー施設の設置に当たりましては、包括的リース契約を結ぶということはお話しさせていただきましたけれども、その具体的な内容につきましては、企画提案方式という方式での公募を行う予定としております。このため、実際に設置する具体的な機材については未定でございますが、施設の安全性につきましてはちゃんとチェックしてまいりたいと考えております。

リースの選定方法でございますけれども、併せてお答えさせていただきましたけれども、このリース事業者の選定に当たりましては、リース料のほかに売電見込額、こうした収入面についても考慮する必要があるということでございまして、企画提案方式ということで行ってまいりたいと考えてございます。

3点目、廃棄物への、これ20年たった後どうするかというご質問でございますけれども、この谷戸沢処分場メガソーラー施設につきましては、発電期間が終了した後は、循環組合へ財産の無償譲渡を受けた上で、そのときの状況を踏まえまして事業を継続するか撤去するかの判断というのを行ってまいります。20年といいますのは、先ほど事務局長からお話しさせていただきましたが、固定価格買取制度の適用期間が20年間ということで、20年間を事業期間とするものでございます。そういった20年後、事業を継続するか撤去を行うかという判断を行うものでございますが、仮に20年後撤去を行うとなった場合には、可能な限りリユースですとかリサイクルを行っていって、どうしても処分するというものにつきましては適正な処分を行ってまいりたいと考えてございます。

そして最後4点目、調査への支障はないか、影響はないかといったご質問につきましてでございますけれども、谷戸沢処分場におきましては場内から発生するガスですとか浸出水、そういうものを調査するための調査口といったものが設置されてございます。今回、メガソーラー施設の設置に当たりましては、調査に支障を来すことはないよう、契約で義務づけることとしているところでございます。このため、当循環組合で行う調査への影響はございません。ということで考えてございます。

回答については以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） ご答弁、ありがとうございます。

業者選定方法等につきまして理解できました。私としても太陽光発電のような再生可能エネルギーを様々な団体が活用していくことは大変重要なことだと考えております。一方で重量のある大きな施設でもありますので、この施設が20年たってまた廃棄するときに莫大なお

金がかかるとか、それ自体が廃棄物になってしまふということであれば、それは何のためにやっているのかという面が出てきますので、極力、リユースして巨大な廃棄物になるということのないようにご考慮いただきたいと思います。

また、谷戸沢処分場はずっと埋立てをしてきて、埋立てが完了している施設ですけれども、重量があるものがずっとあつたりすることによって、地下の埋設された廃棄物に圧力がかかるとかで、何らかの化学変化を起こすようなことがないのかとか、そういうことが気になるわけなんです。温度が上がってガスの発生が高まるとか、そういったことがあるのかなという心配もしているわけなんですけれども、調査をする調査口については、今ある調査口には影響しないということはわかりましたが、何しろ下に大量の廃棄物を埋設して、それを目で見て全部確かめることはできないわけですので、それに対する影響ということに関しても細心の注意を払っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（濱中俊男君） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中俊男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中俊男君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中俊男君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第9号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもちまして議事日程は終了いたしましたが、事務局から発言の申出がありますので、これを許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） 私のほうから 2 点、事務連絡のお時間を頂戴いたしたいと思います。

1 点目でございます。次回の定例会の予定でございます。

日時につきましては、平成29年、来年 2 月 22 日の水曜日、午後 1 時 30 分から。会場は本日と同じこちらの自治会館、第 4 ・ 第 5 会議室となりますので、よろしくお願ひいたします。

2 点目でございます。本年度上半期分の議員報酬でございますが、今月の末日付でご指定の口座のほうに手続をとらせていただいておりますので、ご確認をお願いいたしたいと存じます。

事務連絡は以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 長友管理者、どうぞ。

○管理者（長友 貴樹君） ご審議、ありがとうございました。

本日の議会の審議過程におきまして、議会前の事務局の諸対応の一部について、より適切な配慮を求めるご指摘がございました。恐縮に存じます。しっかりと受けとめさせていただいた上で、検討の上、適切な対応を講じてまいります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（濱中 俊男君） 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成28年第 2 回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

長時間、誠にありがとうございました。

午後 4 時 04 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議長 濱中俊男

第8番議員 小林市之

第25番議員 藤田美智子